



長野県報

3月31日(月)
平成26年
(2014年)
号外

目次

条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課).....	1
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課).....	4

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 不動産取得税

ア 耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に耐震改修を行い、かつ、居住した場合について、耐震基準適合既存住宅を取得した場合と同様の税額の減額措置を講ずることとしました。

イ 次の特例措置の適用期限を平成28年3月31日(改正前:平成26年3月31日)まで延長することとしました。

(7) 宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなして宅地建物取引業者等に課税する時期を住宅新築後6月経過日から1年経過日へと緩和する特例措置

(4) 土地取得後に住宅を新築した場合における土地取得に係る税額を減額する要件である住宅新築時期を土地取得後2年以内から3年(100戸以上のマンションにあつては、4年)以内へと緩和する特例措置

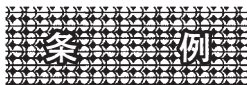
(2) 自動車取得税

平成26年4月1日以後に取得される自動車について、次のとおり税率を引き下げるとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率軽減の特例措置を拡充することとしました。

ア 営業用自動車及び軽自動車にあつては、100分の2(改正前:100分の3)

イ 自家用自動車(軽自動車を除く。)にあつては、100分の3(改正前:100分の5)

2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第29号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第40条の9第2項中「既存住宅等(」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅(既存住宅(」に、「第37条の18)」を「第37条の18第1項)に、「(以下「既存住宅」という)を「をいう。第40条の12の2第1項において同じ。)のうち耐震基準(地震に対

する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準をいう。第40条の12の2第1項において同じ。)に適合するものとして施行令第37条の18第3項に規定するものをいう。以下同じ)に改め、同項各号中「既存住宅等)を「耐震基準適合既存住宅等)に改め、同条第6項各号及び第11項中「既存住宅)を「耐震基準適合既存住宅)に改める。

第40条の10第3項中「既存住宅等)を「耐震基準適合既存住宅等)に改め、同項第3号及び第4号中「既存住宅)を「耐震基準適合既存住宅)に改める。

第40条の12第3項第3号及び第4号中「既存住宅)を「耐震基準適合既存住宅)に改める。

第40条の12の6第2項中「第40条の12の3第2項)を「第40条の12の4第2項)に改め、同条を第40条の12の7とする。

第40条の12の5の見出し中「農地保有合理化法人等)を「農地利用集積円滑化団体等)に改め、同条第1項中「地方事務所長は、」の次に「農地利用集積円滑化団体等(」を加え、「第8条第1項又は第11条の12)を「第11条の14)に改め、「農地保有合理化法人又

は」を削り、「(以下この条)」を「又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この項)に、「農地保有合理化法人等」を「農地中間管理機構」に、「が、同法第4条第2項第1号」を「をいう。以下この条において同じ。)」が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号のロ」に、「(同法)」を「(農地中間管理機構にあつては同法第7条第1号に掲げる事業をいい、同法)」に、「。次項」を「。以下この条」に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に改め、「(次項において「農業生産法人出資成事業」という。))」を削り、「その者」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、「当該農地保有合理化法人等による」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第40条の12の4第2項から第8項までの規定は、農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業の実施により前項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第40条の12の4第2項	前項	第40条の12の6第1項
	2年以内の期間	5年以内の期間(当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日までの期間とする。第6項及び第7項において同じ。)
第40条の12の4第4項	第1項	第40条の12の6第1項
	譲渡担保権者	農地利用集積円滑化団体等(同項に規定する農地利用集積円滑化団体等をいう。第6項及び第7項において同じ。)
第40条の12の4第6項	第1項	第40条の12の6第1項
	譲渡担保財産が設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本条において同じ。)	土地が取得の日から5年以内の期間において農地利用集積円滑化団体等から同項の規定による売渡し若しくは交換又は現物出資(以下この条において「売渡し等」という。)を受けた者
	譲渡担保財産の種類	土地の種類
	譲渡担保財産の取得(設定)年月日	土地の取得年月日
	譲渡担保財産の移転(消滅)年月日	土地の売渡し等を受けた者への移転年月日
	譲渡担保財産の設定者の	土地の売渡し等を受けた者の
第40条の12の	に譲渡担保財産	に土地

4第7項	譲渡担保財産が設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者	土地が取得の日から5年以内の期間において農地利用集積円滑化団体等から売渡し等を受ける者
	譲渡担保財産の種類	土地の種類
	譲渡担保財産の取得(設定)年月日	土地の取得年月日
	譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日	土地の売渡し等を受ける者への移転予定年月日
	譲渡担保財産の設定者の	土地の売渡し等を受ける者の
第40条の12の4第8項	譲渡担保財産	土地
	取得(設定)年月日	取得年月日
	移転(消滅)年月日	売渡し等を受けた者への移転年月日

第40条の12の5を第40条の12の6とし、第40条の12の4を第40条の12の5とし、第40条の12の3を第40条の12の4とする。

第40条の12の2第2項の表の第40条の9第11項の項中「第40条の12の2第1項」を「第40条の12の3第1項」に、「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改め、同表の第40条の10第1項の項中「第40条の12の2第1項」を「第40条の12の3第1項」に改め、同表の第40条の10第3項の項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に、「既存住宅の」を「耐震基準適合既存住宅の」に改め、同表の第40条の11の項及び第40条の12第1項の項中「第40条の12の2第1項」を「第40条の12の3第1項」に改め、同表の第40条の12第3項の項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改め、同条を第40条の12の3とし、第40条の12の次に次の1条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)
 第40条の12の2 地方事務所長は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に規定するところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、その者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- 2 前項の規定により減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定の適用があることを証明するに足りる書類を添付して、当該申請に係る住宅をその者の居住の用に供した後に、これを地方事務所に提出しなければならない。
- (1) 住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (2) 住宅の取得年月日
 - (3) 住宅を居住の用に供した年月日
- 3 前3条の規定は、耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税額の徴収猶予、その取消し及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第40条の10第1項	、土地	、住宅
	前条第1項第1号又は第2項第1号	第40条の12の2第1項
	同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内	当該取得の日から6月以内
	当該土地	当該住宅
	これら	同項
第40条の10第3項	次の各号	次の各号（第4号を除く。）
	当該土地を	当該住宅を
	2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること又は1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得する	6月以内に当該住宅に第40条の12の2第1項に規定する耐震改修を行う
	当該土地の取得	当該住宅の取得
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
	新築予定又は取得予定の特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供する予定年月日
第40条の11	第40条の9第1項第1号又は第2項第1号	第40条の12の2第1項
第40条の12第1項	土地	住宅
	第40条の9第1項第1号又は第2項第1号	次条第1項
	これら	同項

第40条の12第3項	次の各号	次の各号（第4号を除く。）
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
	特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供した年月日

附則第13条の3中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第14条第2項中「第40条の12の2第1項」の次に「、第40条の12の3第1項」を加える。

附則第16条の2第3項及び附則第16条の3中「第40条の12の2第1項」を「第40条の12の3第1項」に改める。

附則第17条の2の2第1項中「自家用」を「営業用」に、「この条」を「この条及び次条」に、「 Γ 」以外のものを「以下この項において同じ。」以外のもの及び軽自動車に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「新規登録等」の次に「(法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。次項において同じ。)」を加え、「に4分の1」を「に100分の20」に改め、同条第3項中「に2分の1」を「に100分の40」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

3 新条例附則第17条の2の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

税 務 課